二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月十七日

法務大臣　馬場みどり

沖縄縣多良間島塩川村九十六番地　本永　伊助

○法務省告示第四百四十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年十月十七日

法務大臣　馬場みどり

氏　名　ノア・デイビス・カー

生年月日　千九百八十一年八月二十二日

○法務省告示第四百四十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国イリノイ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年十月十七日

法務大臣　馬場みどり

氏　名　ヨンティン・ティナ・シャン

生年月日　千九百八十二年一月三十日

○文化庁告示第四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十七日

文化庁長官　青柳　正規

上欄	下欄
名称	地方公共団体名
宮脇廃寺跡	伊達市（福島県）
流廃寺跡	棚倉町（福島県）

○文部科学省告示第百五十二号

重要無形文化財常磐津節浄瑠璃の保持者明田昭（常磐津一巴太夫平成七年文部省告示第七十八号）は、平成二十六年八月十五日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財常磐津節浄瑠璃の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文

○文部科学省告示第百五十三号

選定保存技術表具用手漉和紙（宇陀紙）製作の保持者福西弘行（昭和五十三年文部省告示第百二号）は、平成二十六年八月二日死亡し、当該保持者の認定及び選定保存技術表具用手漉和紙（宇陀紙）製作の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文

○文部科学省告示第百五十四号

選定保存技術邦楽器糸製作の保持者小篠洋之（昭和五十四年文部省告示第六十三号）は、平成二十六年八月六日死亡し、当該保持者の認定及び選定保存技術邦楽器糸製作の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文

○文化庁告示第四十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、山口県防府市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十七日

文化庁長官　青柳　正規

上欄	下欄
名称	地方公共団体名
萩往還	防府市（山口県）
	平成元年文部省告示第百三十二号、平成二十三年文部科学省告示第十七号及び平成二十四年文部科学省告示第百五十一号

○文化庁告示第四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝の指定地域のうち、岩手県西磐井郡平泉町及び宮城県岩沼市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十七日

文化庁長官　青柳　正規

上欄	下欄
名称	地方公共団体名
おくのほそ道の風景地	平泉町（岩手県）
草加松原	岩沼市（宮城県）
ガンマンガ淵（慈雲寺境内）	
八幡宮（那須神社境内）	
殺生石	
黒塚の岩屋	
武隈の松	
金鶏山	
高館	
象潟及び汐越	
親しらず	
有磯海（女岩）	
那谷寺境内（奇石）	
大垣船町川湊	

摩利支天塚古墳	昭和五十三年文部省告示第百四十九号及び平成十四年文部科学省告示第百八十二号
大丸山古墳	平成二十五年文部科学省告示第百五十四号
梅之木遺跡	平成二十六年文部科学省告示第三十号
恒川官衙遺跡	平成二十六年文部科学省告示第三十号
島原藩主深溝松平家墓所	平成二十六年文部科学省告示第三十号

小山市（栃木県）	
山梨県	
北杜市（山梨県）	
飯田市（長野県）	
幸田町（愛知県）	